

## 大川広域行政組合監査委員条例

〔 昭和50年 6月17日  
条 例 第 5 号 〕改正 平成14年 2月27日条例第 5号 平成15年 4月 1日条例第 7号  
平成16年 2月26日条例第 1号 平成19年 2月23日条例第 1号  
令和 2年 3月27日条例第 2号 令和 6年 3月29日条例第 2号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の定数)

**第2条** 監査委員の定数は2人とする。

(議員のうちから選任する監査委員の数)

**第3条** 議員のうちから選任する監査委員の数は、1人とする。

(定例監査)

**第4条** 法第199条第4項の規定による監査は、毎会計年度1回行う。

2 監査委員は、前項の監査を行うときは、その日時をあらかじめ監査の対象となる管理者その他の機関に通知しなければならない。

(随時監査)

**第5条** 監査委員は、法第199条第5項若しくは第7項又は第235条の2第2項の規定により監査を行うときは、監査を行う日前7日までにその日時を管理者及びその他監査を受けるものに通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があるときは、この限りでない。

(請求又は要求に基づく監査等)

**第6条** 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項又は第243条の2の8第3項の規定により監査又は検査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して10日以内に監査に着手しなければならない。

2 前項の監査又は検査を行うときは、監査又は検査を行う日前3日までにその日時を管理者及び関係のある機関その他監査を受けるものに通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別に必要であるときは、この限りでない。

(請願に対する措置)

**第7条** 監査委員は、法第125条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、10日以内に措置しなければならない。

(出納検査)

**第8条** 法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の期日は毎月第3水曜日（その日が大川広域行政組合の休日を定める条例（平成元年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第1号）第1条第1項第2号に規定する休日に当たるときは、その翌日）に行うことを通例とする。

2 前項の規定により検査を行うことができないときは、監査委員は、他の日に検査を行うことができる。この場合においては、その期日前5日までにその日時を管理者に通知しておかなければならない。

(決算・証書類等審査)

**第9条** 法第233条第2項又は法第241条第5項の規定による審査は、その付された日の翌日から起算して5日以内に着手しなければならない。

(指定金融機関等の検査の報告)

**第10条** 会計管理者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の4第1項の規定により指定金融機関等の公金の状況を検査したときは、その旨を20日以内に監査委員に報告しなければならない。

(職員の賠償責任の監査)

**第11条** 法第243条の2の8第3項の規定による監査を求められたときは20日以内に意見を付けて管理者に回付しなければならない。

(公告及び公表)

**第12条** 監査委員の公告及び公表は、大川広域行政組合公告式条例(昭和45年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第3号)に定める公告又は公表の例による。

(委任)

**第13条** この条例に規定するもののほか、監査委員の職務の執行について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 大川地区広域行政振興整備事務組合監査委員設置条例(昭和45年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第1号)は、廃止する。

附 則(平成14年2月27日条例第5号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日条例第7号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年2月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年2月23日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日条例第2号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。